

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画策定方針

1 趣旨

就学前教育・保育施設については、「子どもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」(平成29年9月策定)に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第1期計画」という。)により、大住こども園や河原こども園の整備などの再編整備を進めてきた。

引き続き増加する保育ニーズへの対応や第1期計画期間中に明らかになった新たな子育て支援施策への対応の必要性等から「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第2期計画」という。)を策定するに当たり、その策定方針を定めるものとする。

2 第2期計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

3 再編整備案骨子（別紙イメージ図参照）

①松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合（令和9年度）

= 令和6年度において松井ヶ丘幼稚園の園児数が集団教育を実施する上で困難な数となり、第2期計画以降も幼稚園ニーズが減少する見込みのため。

②薪幼稚園のこども園化（令和9年度）

= 3歳以上児の保育ニーズの受け皿の確保
・送迎用駐車場の確保

③草内地区における就学前施設の再編（令和9年度～令和11年度）

= 3歳以上児の保育ニーズの受け皿の確保及び民間活力の活用
・民間こども園（「(仮称) 草内こども園」）の新設（令和9年度）
・草内保育所
→新設民間こども園（保育所枠）への統合（令和9年度）
・草内幼稚園
→新設民間こども園（幼稚園枠）への統合（令和11年度）

④三山木地区における小規模保育施設の整備（令和8年度）

= 待機児童対策として1・2歳児の保育ニーズの受け皿の確保

⑤「子ども誰でも通園制度」受け皿の確保

= 令和8年度からの「子ども誰でも通園制度」本格実施への対応

○今後の転入者の保育ニーズへの対応

= 幼稚園及び保育所のこども園化などの施設整備の推進

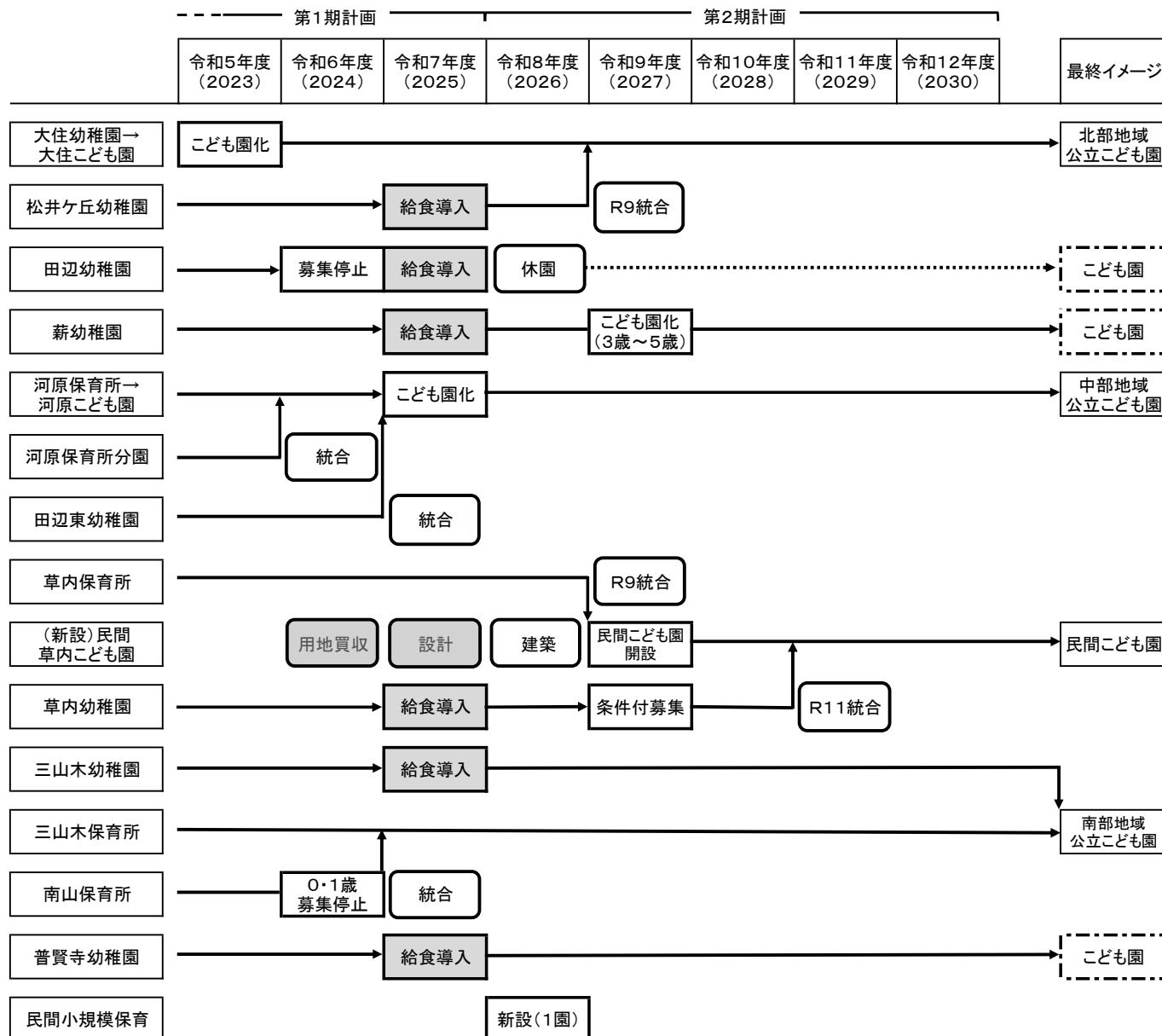
4 通園区域について

再編整備により幼稚園の統合を進める中、幼稚園の通園区域（園区）を小学校区に合わせることが困難となってきているため、将来的な園区のあり方について検討する必要がある。

5 スケジュール

令和7年 6月	文教福祉常任委員協議会(策定方針報告)
8月	子ども・子育て会議
11月	文教福祉常任委員協議会(計画案報告) 子ども・子育て会議
12月	パブリックコメント
2月	策定

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画イメージ図



- ・草内地区における統合は、代替施設となる民間こども園の整備が前提となります。
- ・草内幼稚園の条件付募集は、(新設)民間草内こども園への統合が前提の募集です。
- ・このチャートは現時点での予定であり、就学前児童数や保育ニーズの状況により変更する場合があります。